

令和7年度資源ごみ回収報奨金制度の申請手続きについて

1 報奨金額

【重量割】…回収量に応じた報奨金。

資源ごみの区分に応じた単価は下記のとおり。

資源ごみの区分	現 行
新聞、雑誌、段ボール、紙製パック、びん、布	2.5 円/kg
ミックス古紙	10 円/kg
廃食用油	40 円/l

※ミックス古紙は、回収業者によって回収できる種類が異なります。

【回数割】…事前周知し、実施した回数に応じた報奨金。

1 回 1,000 円とし、年 6 回(6,000 円)まで。

周知内容

- ①実施日時 ②場所 ③団体名 ④資源ごみの区分
⑤周知日時 ⑥対象世帯
回覧文書等に必ず記載をしてください。

周知方法

- 回覧、全員への配布・メール等送付
住民、会員等の全ての協力者に周知してください。
(※掲示による周知は報奨金の対象外)
※詳細は「8 回数割の周知」を参照

2 対象期間

令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に実施したもの。

※すでに報奨金交付申請済のものについては対象外です。

3 活動要件

(1) 家庭から出た資源ごみを回収すること

※学校、施設、店舗などからの事業活動に伴って生じた廃棄物は対象外です。

(2) 回収した資源ごみを回収業者等に引き渡すこと

※引渡しの際には領収書又は仕切書等を忘れずに受領してください。

※廃食用油は、市指定の日時・場所に搬入してください。(「7 廃食用油の回収」を参照)

4 申請手続きの流れ

	締め切り	提出物
① 団体登録 (※電子申請、 メール提出可)	令和7年5月30日(金)	・資源ごみ回収団体届出書(様式第1号) ・資源ごみ回収実施予定日等調べ(様式第1号の裏面) ※必ず毎年度提出してください。
② 前期分申請	令和7年7月18日(金)	・報奨金交付申請書(様式第2号)※令和5年度より様式変更 ・回収業者等からの領収書又は仕切書の原本 ・回覧文書等周知資料
③ 後期分申請	令和8年1月15日(木)	・委任状または振込口座指定書(必要団体のみ) ※詳細は「委任状・振込口座指定書について」をご参照ください。 ※申請書・委任状等は交付申請の度に必要です。

前期分の振込みは9月下旬、後期分の振込みは3月中旬を予定しています。

書類に記入漏れ、不備がある場合、受理できませんので余裕を持って提出ください。

5 書類の提出先

三島市役所 環境政策課 〒411-0858 三島市中央町5-5 三島市役所中央町別館2階

メール kanky@city.mishima.shizuoka.jp

団体登録電子申請 URL : <https://logoform.jp/form/pqff/69784>



団体登録
電子申請用 QR

6 注意事項

- (1) 資源ごみ回収報奨金の交付申請を行うには、毎年度必ず団体登録が必要です。
毎年度、交付申請を行う前に、資源ごみ回収団体届出書及び資源ごみ回収実施予定日調書を提出してください。また、年度の途中で登録内容の変更（代表者の変更など）があった場合は、すみやかに環境政策課まで連絡をお願いします。（届出書等の再提出は必要ありません。）
- (2) 申請から報奨金が振り込まれるまでの期間は、口座の名義変更及び解約等をしないでください。
- (3) 環境政策課で受理した団体届出書、交付申請書、その他資料などは返却できません。
控えが必要な場合は必ず提出前にコピー等をお願いします。
- (4) スタンプタイプの印（浸透印）や消せるタイプのボールペン、鉛筆等は使用できません。
- (5) 領収書や仕切り書は必ず原本の提出をお願いします。（コピー不可）
- (6) 委任状や振込口座指定書が必要な場合があります。（「委任状・振込口座指定書について」参照）
- (7) 記入例を確認のうえ、提出の際には記載の誤りや記入漏れがないか再度確認してください。
特に口座情報（口座名義人や支店名等）は、通帳を確認してからご記載ください。
- (8) 合計欄の記入漏れにお気を付けください。訂正がある場合、訂正印、書類の再提出が必要になります。
- (9) 申請書に含まれていない回収量は、仕切書に記載があるものでも報奨金の対象になりませんので御注意ください。

7 廃食用油の回収

三島市では、ご家庭から排出される廃食用油（てんぷら油などの使用済み植物性油）の回収を行っています。回収した廃食用油は、排気ガス中に含まれる硫黄酸化物や黒煙の発生量が少なく環境に優しい、バイオディーゼル燃料(BDF)と呼ばれる軽油代替燃料にリサイクルされます。

(1) 回収できるもの

植物性の食用油（常温で液体です）

※家庭から出た廃食用油（飲食店等事業活動から出たものは対象外です）をペットボトルなどに集めてください。「てんかす」は取り除いてください。

※賞味・消費期限切れ、未使用の食用油も回収します。

【注意】動物性の油脂（常温で白く固まります）、自動車オイルなどの石油製品の油、工場・店舗から出た廃食用油は回収できません。

(2) 回収方法

回収団体は、回収日を決めて、ペットボトルやポリ容器に廃食用油を回収してください。

回収した廃食用油は各回収場所にお持ちください。（容器の持ち帰りにご協力ください）

(3) 回収場所

施設名	曜日	時間
①中郷文化プラザ【月曜日 休館】 ※祝日の場合は翌日休館	火曜日～土曜日 日曜日・祝日	午前9時～午後5時 午前9時～午後4時
②北上文化プラザ【日曜日 休館】	月曜日～土曜日 祝日	午前9時～午後5時 午前9時～午後4時
③錦田公民館【日曜日 休館】	月曜日～土曜日 祝日	午前9時～午後5時 午前9時～午後4時

※各施設とも、休館日は回収を行っていません。

※令和5年度より、エコセンターでの回収は行いません。

8 回数割の周知

三島市では、令和5年度より、事前に回収活動における周知活動を行った団体に対し報奨金を交付します。

(1) 周知内容

様式は特に問いませんが、①実施日時 ②場所 ③団体名 ④資源ごみの区分 ⑤周知日時 ⑥対象世帯を必ず記載してください。

(2) 周知方法

周知文書の回覧、送付等により、住民、会員等の全ての協力者へ周知してください。紙・電子による媒体は問いません。ただし、周知文書の掲示、ホームページ等への掲載による周知は、回数割の報奨金の対象外です。

対 象	通知文を町内に回覧 生徒保護者にメールで通知文を送付 児童全員に通知文を配布 等
対 象 外	集会所の掲示板に周知文を掲示 町内会のホームページに周知文を掲載 等

※対象になるか不明な場合は、環境政策課へお問い合わせください。

(3) 報告

申請の際に、回覧文書等を提出してください。メールで周知した場合は送信文をプリントアウトしてください。

(4) 注意点

- ・メールやSNSで周知活動を実施している団体で、周知内容を直接本文に入力している場合は、本文のみで①実施日時 ②場所 ③団体名 ④資源ごみの区分 ⑤周知日時 ⑥対象世帯を確認できる文章となるようにしてください。プリントアウトする際、メール受信者と送信者のアドレス部分は除くようにしてください。
- ・ストックヤード方式等で回収している場合、業者に引き渡し完了した時点で1回となります。
(例) 4月10日、5月10日、6月10日に回覧。5月31日、6月30日に業者に引き渡し。
→回数割の報奨金の対象は2回(2,000円)
- ・年間の活動をまとめて年度当初に周知をおこない、毎月活動した場合、1回のみとなります。
(例) 4月1日に年間全ての日程を回覧。4月30日、5月31日、6月30日…に業者に引き渡し。
→回数割の報奨金の対象は1回(1,000円)

回覧(見本)

資源ごみの回収を行います

令和〇年〇月〇日

↓⑤周知日時

〇〇〇子ども会では、次のとおり資源ごみの回収を行います。ご協力をお願いいたします。

実施日時：令和〇年〇月〇日(土) ←①実施日時

午前10時～12時

回収場所：〇〇〇公民館 ←②場所

対象世帯：〇〇〇町内 ←⑥対象世帯

回収品目：新聞紙・段ボール・雑誌・ミックス古紙・あきビン

※品目ごとに分けて出してください。 ←④資源ごみの区分

→③団体名

主催：〇〇〇子ども会 会長 〇〇〇〇

連絡先 (090-0000-0000)

・回収した資源物は売却し、〇〇〇子ども会の活動費に充当します。

回覧(見本)

資源ごみの回収を行います

令和〇年〇月〇日

〇〇〇子ども会では、次のとおり資源ごみの回収を行います。ご協力をお願いいたします。

実施日時：令和〇年〇月〇日（土）

午前10時～12時

回収場所：〇〇〇公民館

対象世帯：〇〇〇町内

回収品目：新聞紙・段ボール・雑誌・ミックス古紙・あきビン

※品目ごとに分けて出してください。

主催：〇〇〇子ども会 会長 〇〇〇〇

連絡先 (090-0000-0000)

・回収した資源物は売却し、〇〇〇子ども会の活動費に充当します。

回覧(見本)

資源ごみの回収を行います

↓⑤周知日時

令和〇年〇月〇日

〇〇〇子ども会では、次のとおり資源ごみの回収を行います。ご協力をお願いいたします。

実施日時：令和〇年〇月〇日（土）

←①実施日時

午前10時～12時

回収場所：〇〇〇公民館

←②場所

対象世帯：〇〇〇町内

←⑥対象世帯

回収品目：新聞紙・段ボール・雑誌・ミックス古紙・あきビン

←④資源ごみの区分

※品目ごとに分けて出してください。

↓③団体名(団体登録)

主催：〇〇〇子ども会 会長 〇〇〇〇

連絡先 (090-0000-0000)

・回収した資源物は売却し、〇〇〇子ども会の活動費に充当します。